

議案第 23 号

2021年度使用中学校教科書の適正公正な採択を求める申し入れについて

1 申し入れ者

教科書問題を考える市民ネットワーク・東広島

2020年6月30日

東広島市教育委員会
教育長

津村毅 様
津林毅

教科書問題を考える市民ネットワーク・東広島
共同代表 岩本 喜寿
小田 雅典
中室 茂



2021年度使用中学校教科書の 適正公正な採択を求める申し入れ

申し入れ

- 1 教科用図書の採択は教育委員会の権限であり、教育長に委任できない事務であることを明記すること。
- 2 市民から教育委員会への請願を教育委員会で協議することを明記すること。

(申し入れの趣旨)

「教科用図書の採択権限が教育委員会にある」との立場に立つなら、現行の「教育長委任事務規則」に示されている、教育委員会の権限に関わる事務のうち「教科用図書の採択に関すること」また「訴訟及び審査請求に関すること」等を除き教育長に委任されるものとしている。

そのため、わたしたちが昨年度貴教育委員会に提出した『「適正」「公正」で市民に開かれた教科書採択を求める請願』に対する回答は教育長名であった。このことは、教科書採択の権限は教育委員会にあるとの前提と矛盾するものである。

また、2点目として、教育委員会の権限事務、教育長委任事務のどちらにも「市民からの請願」について正当に明記されていないため、事務局（教育長）対応として処理され、教育委員会会議における協議が成されなかった。これは不正常な状態であり、規則上の不備といえる。

(参考)

	呉市教委	東広島市教委
教育長委任事務	次の事務を除き教育長に委任する。 第2条 (11) 請願、不服申立て及び訴訟に関すること。 (18) 教科用図書の採択を決定すること	第1条 次の各号を除き、教育長に委任する。 (7) 教科用図書の採択に関すること (14) 訴訟及び審査請求に関すること ※採択（決定）は教育委員会の権限 ※請願なし

東広島市教育委員会収受	
東広教 総 第 36 号	
- 26.30	
処理期限	月 日
フォルダー名	保存年限 年

教 育 委 員 会 規 則	第5条	第6条
	1 教育総務課の分掌事務 (9) 要望、 <u>請願</u> 、 <u>陳情</u> 等の処理に関する こと 3 学校教育課の分掌事務 (17) 教科用図書その他の教材の取り扱 いに関する事 こと	1 学校教育部総務課の分掌事務 (5) 教育委員会に対する要望 請願及び陳情に関する事 こと 3 学校教育部指導課の分掌事務 (9) 教科書採択及び教科書その他の教材の 取り扱いに関する事 こと

- 3 教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開し、市民が傍聴できるようにすること。なお、コロナウイルス感染予防対策を施した会場で傍聴をさせること。
- 4 教科書の採択結果・理由を遅滞なく公表すること。
- 5 教科書展示会に多くの市民が参加できるよう、コロナウイルス感染予防対策を整えること。
- 6 東広島市教育委員会の教育委員会の規則に「請願規則」を定めること。

7 教育委員会会議会議録及び選定委員会会議録の発言者名を記載すること。

以上

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

- (1)～(6) <略>
 - (7) 教科用図書採択に関する事。
- <略>

第2条 前条の規定にかかわらず、教育長は、委任された事務であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会の決定によらなければならない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
- <略>

東広島市教育委員会事務局職務権限規程

第13条 各職位限りで専決をすることができる事項（次項及び第17条第1項において「専決事項」という）のうち、各部に共通する事務に係るものは、別表第1のとおりとする。

別表第1（第13条関係）

共通職務権限

1 一般事項

事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先 職位
		教育長	部長	課長	
5 事務 の執行	4 陳情、請願等の処理	重要なもの	一般的なもの		【省略】

東広島市教育委員会会議規則

第18条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。

- (1)～(4) <略>
 - (5) 教科用図書採択に関する事。
- <略>